

公益財団法人美術文化振興協会 平成 27 年度 事業計画・予算

平成 27 年度の事業計画については下記の通りです。予算は別紙予算書をご参照ください。

記

【1】公益目的事業

事業番号 [公 1] :

美術文化の向上と発展に寄与するための国際交流、研究会・講演会、展覧会、顕彰

〔1〕事業の概要について

(1) 趣旨 (目的)

広く美術家の交流を促進し、日本文化の伝統を基盤とした創作活動を奨励するとともに、諸外国との美術文化交流を図り、もってわが国及び諸外国の美術文化の向上と発展に寄与することをめざす。

(2) 事業

公益財団法人美術文化振興協会の事業は以下の 5 項目を見込んでいる。

ア：海外における日本美術文化に関する講座 “ジャパニーズ・アート・プログラム”

イ：日本美術文化に関する公開講座 “ジャパニーズ・アート・セミナー”

ウ：日本アセアン文化交流事業

エ：美術文化に関する展覧会の開催

オ：美術文化に関する優れた業績のある者の顕彰

平成 27 年度は、下記の事業を計画及び実施する見込みとする。

ア「ジャパニーズ・アート・プログラム」

※但し、派遣先との調整が平成 27 年 4 月以降となる可能性があり、実施の如何はその状況による。実施の場合は、懸案となっていた日本の伝統音楽の分野の講座を開催する方向も含め実施内容を検討する。

※イ「ジャパニーズ・アート・セミナー」を併せて開催する場合もある。

エ「美術文化に関する展覧会の開催」

平成 27 年 5 月よりライデン大学東アジア図書館にて第 8 回「ジャパニーズ・アート・プログラム」の派遣講師・関出教授の作品と当プログラムにおける学生の成果作品を展示。

オ「美術文化に関する優れた業績のある者の顕彰」

※ 受賞者の選考、授賞式までの実施を計画する。受賞者の展覧会は翌年度以降を見込む。

そのほかの事業については平成 29 年度までの実施を目処に準備を進めていく。

「ウ：日本アセアン文化交流事業」の実施に向けて事前の渡航調査の必要性なども含めて検討の上、計画を進めていく。必要に応じ渡航調査等を実施する場合がある。

また、「エ：展覧会」事業の準備のため「画家が歩いたベルギーの古都」展等これまでの展覧会実績を踏まえ、展覧会の内容検討を進め、アーティストによる取材準備等の必要性も検討する。本件も必要に応じ、取材準備等を実施する場合がある。

各事業の概要は別紙の通り。

(3) 財源等

いずれも、基本財産運用益、一般寄付金、流動資産を財源とする。平成 26 年度以降は、特定資産運用益、賛助会費（新たな賛助会員制度を開始）も財源と見込む。

公益認定後には税控除の利点も活かし、一般寄附金及び賛助会費を充実させ、各事業の実施をめざし、活動を促進していく。

<ア：海外における日本美術文化に関する講座“ジャパニーズ・アート・プログラム”>

【事業内容】

・概要：海外における日本美術に対する理解促進、ひいては国際相互理解の促進を目的とし、海外の大学に日本からアーティストを講師として派遣、歴史・理論・実践面を包括的にカバーした講義を行う。

・講座の分野：木版画、書、墨絵、日本画、陶芸等の日本美術及び日本の伝統音楽やパフォーマンスアート等の講座を予定。

・派遣者：芸術家1名をライデン大学の客員教授及び滞在アーティストとして、日本から派遣する。

- ・実施期間：約1ヶ月
- ・開催頻度：年1回もしくは隔年に1回。
- ・参加人数：10～30名程度を予定。

・参加費：大学の授業の一環で開催されるものであり、この講座のための受講料は徴収しない。講座の内容によって、各自が使用する材料費等を一部参加者から徴収する場合がある。

・成果発表：本事業の成果として、この講座で制作された学生作品及び派遣アーティストの作品さらには伝統美術に関する実物の画材等が展示され、一般公開される。1ヶ月程度の期間、大学の図書館等での展示により無料で閲覧できる。

【実施方法】

- ・共催：この事業の企画と実施、経費の負担は、当財団と派遣先の大学が協力して行う。
- ・選定：派遣講師及び派遣先の選定は当財団の理事会が行い、選定した派遣先及び講師本人の受諾をもって決定する。

当事業は日本文化の伝統を基盤とした創作活動に基づく芸術分野で、歴史・理論・実践面を包括的に備えた講義を行うものである。この前提をもとに選定基準、選定方法は以下の通り。

【派遣講師】

▼選定基準

1. 日本文化の伝統を基盤とした創作活動を行っている、ないしはその基礎があること。
2. 歴史、理論、実技三位一体のアプローチが可能であること。
3. 派遣先に必要期間滞在可能且つ事業が実施可能な健康状態であること。

▼選定方法

- 候補者は評議員及び役員等（名誉会長、会長、理事、顧問）からの推薦による。
（当財団の評議員及び役員等は当財団が行う事業分野に関して幅広い視野と知識を有しており適切な候補者を推薦できる。）
- 3については本人に打診の上、契約時に同意して頂く。

- 以上をふまえ、選定基準と照らし合わせ、理事会で決定する。

【派遣先】

▼選定基準

1. 日本美術に対する理解促進を求める素地のある学科（日本研究、芸術方面など）を備えている大学機関であり、講座の受け入れが可能であること。
2. 歴史、理論、実技三位一体のアプローチによって講座を行う趣旨に賛同し、その実施ができること。
3. 派遣講師の滞在期間中の安全確保（送迎から宿舎、滞在中の移動、講座中の管理等）ができること。

▼選定方法

- 派遣先の候補は評議員及び役員等（名誉会長、会長、理事、顧問）からの推薦による。
- 2 と 3 については、関係者との交渉を経て判断する。
- 以上をふまえ、選定基準と照らし合わせ、理事会で決定する。

- ・実務：当財団事務局と派遣先の大学担当者が実務を推進。
- ・公開：この事業の成果は、一般公開による作品展示、報告誌（無料配布 100 部程度）等の印刷物の配布やホームページへの情報掲載によって広く公開する。

【実績】 この日本美術文化講座「ジャパニーズ・アート・プログラム（Japanese Art Program）」は、米国のハーヴァード大学〔昭和 57 年-平成 2 年（1982 年-1990 年）〕、オランダのライデン大学〔平成 17 年-（2005 年-）〕で実施している。木版画、書、墨絵、陶芸、日本画など日本文化の伝統を基盤とした美術文化の講座が設けられ、各分野のアーティストを海外の大学に派遣し、成果を得ている。

<イ：日本美術文化に関する公開講座“ジャパニーズ・アート・セミナー”>

【事業内容】

・概要：日本文化への理解促進を目的に一般公開による「ジャパニーズ・アート・セミナー (Japanese Art Seminar)」を開催し、日本の美術文化を通じた日本文化の紹介を行う。海外への派遣による実施を主とするが、日本での講座開催も実施する可能性がある。

・講座の分野：木版画、書、墨絵、日本画、陶芸等の日本美術及び日本の伝統音楽やパフォーマンスアート等の講座を予定。

・派遣者：講師は実施する分野を専門とする芸術家1名が務め、講演や実演を行う。

・実施期間：1日～3日程度

・開催頻度：年1回もしくは隔年に1回。

・参加人数：60名程度を予定。

・参加費：無料

【実施方法】

・共催：この事業の企画と実施、経費の負担は、当財団と派遣先の海外の共催者が協力して行う。

・選定：派遣講師及び共催者の選定は当財団の理事会が行い、選定した共催者及び講師本人の受諾をもって決定する。

当事業は日本文化への理解促進を目的に一般公開により行う講座である。この前提をもとに選定基準、選定方法は以下の通り。

【派遣講師】

▼選定基準

1. 日本文化の伝統を基盤とした創作活動を行っている、ないしはその基礎があること、もしくはその研究活動を行っていること。
2. 講演によるアプローチが可能であること。
3. 滞在先に必要な期間滞在可能且つ講演が実施可能な健康状態であること。

▼選定方法

- 候補者は評議員及び役員等（名誉会長、会長、理事、顧問）からの推薦による。
- 3については本人に打診の上、契約時に同意して頂く。
- 以上をふまえ、選定基準と照らし合わせ、理事会で決定する。

【共催先】

▼選定基準

1. 日本文化に対する理解促進を求める素地のある大学機関もしくは公共機関で、講座の受け入れが可能であること。
2. 講座の趣旨に賛同し、その実施ができること。
3. 派遣講師の滞在期間中の安全確保（送迎から宿舎、滞在中の移動、講演中の管理等）ができること。

▼選定方法

- 共催先の候補は評議員及び役員等（名誉会長、会長、理事、顧問）からの推薦による。
 - 2と3については、関係者との交渉を経て判断する。
 - 以上をふまえ、選定基準と照らし合わせ、理事会で決定する。
-
- ・実務：当財団事務局と派遣先の大学担当者が実務を推進。
 - ・公開：この事業は、セミナーが一般公開される上に、報告誌（無料配布100部程度）等の印刷物の配布やホームページへの情報掲載によって広く公開される。

【実績】 この第1回公開講座“ジャパニーズ・アート・セミナー”は、平成24年（2012年）オランダのライデン大学を会場に日本画の講座が開催された。

<ウ：日本アセアン文化交流事業>

【事業内容】

・概要：日本とアセアン諸国との相互の文化を尊重した美術文化交流を実施する。特に工芸分野における技術交流や共同作業を主と予定し、美術文化に関する国際交流展や、音楽、舞台芸術の分野での交流も視野に入れる。

・開始時期：平成 26 年～29 年（2014 年～2017 年）頃からの交流をめざして、計画を進めていく。

- ・開催頻度：年 1 回もしくは隔年に 1 回。
- ・派遣者：派遣講師は実施する分野を専門とする芸術家 1 名が務め、講演や実演を行う。
- ・参加人数：10～30 名程度を予定。
- ・参加費：無料を予定しているが、今後の計画の中で決定する。

【実施方法】

・実施方法としては、これまでに実績のある“ジャパニーズ・アート・プログラム”で実施している形態（年 1 分野、1 名のアーティストを海外に派遣）を予定している。

- ・共催：事業の企画と実施、経費の負担は、当財団と派遣先が協力して行う。
- ・選定：派遣アーティスト及び派遣先の選定は当財団の理事会が行い、派遣先及びアーティスト本人の受諾をもって決定する。

当事業は日本とアセアン諸国との相互の文化を尊重した美術文化交流を行うものである。この前提をもとに選定基準、選定方法は以下の通り。

【派遣アーティスト】

▼選定基準

1. 日本文化の伝統を基盤とした創作活動を行っている、ないしはその基礎があること。
2. 前述の技術を通して、アセアン諸国の創作活動を尊重した上での技術交流が可能であること。
3. 滞在先に必要期間滞在可能且つ事業が実施可能な健康状態であること。

▼選定方法

- 候補者は評議員及び役員等（名誉会長、会長、理事、顧問）からの推薦による。
- 3 については本人に打診の上、契約時に同意して頂く。
- 以上をふまえ、選定基準と照らし合わせ、理事会で決定する。

【派遣先】

▼選定基準

1. 日本文化の伝統を基盤とした技術との交流を求める素地のある学科を備えている大学機関もしくは民間の研究機関であり、交流の受け入れが可能であること。
2. 日本文化の伝統を基盤とした技術との交流行う趣旨に賛同し、その実施ができること。
3. 派遣講師の滞在期間中の安全確保（送迎から宿舎、滞在中の移動、講座中の管理等）ができること。

▼選定方法

- 派遣先の候補は評議員及び役員等（名誉会長、会長、理事、顧問）からの推薦による。
- 2 と 3 については、関係者との交渉を経て判断する。
- 以上をふまえ、選定基準と照らし合わせ、理事会で決定する。

- ・実務：当財団事務局と派遣先の担当者が実務を推進。
- ・公開：この文化交流事業の成果は、報告誌（無料配布 100 部程度）等の印刷物の配布やホームページへの情報掲載によって広く公開する。

【実績】平成 16 年（2004 年）当財団に日本アセアン文化交流委員会を設立し、これまでにタイのバンコクやチェンマイ（チェンマイ大学、シルパコン大学、美術工芸センター等）を訪問し、基礎調査を行ってきた。これらの基礎調査を活かして推進していく。

<エ：美術文化に関する展覧会の開催>

【事業内容】

・概要：美術文化に関する国際交流展の開催や協賛、後援を実施していく。また、新設される顕彰事業と関連し、受賞者の作品や活動内容を展示する展覧会を予定する。

- ・開始時期：平成 26 年～29 年（2014 年～2017 年）頃からの再開をめざす。
- ・開催頻度：年 1 回程度を予定。
- ・開催期間：1 回の開催につき 1 週間～2 週間程度の展示期間を予定する。
- ・入場数：1000 名程度（予定）
- ・入場料：無料

【実施方法】

- ・企画：当財団理事会のもと、美術文化に関する専門家・有識者から成る委員会を設置し、企画を行う。
- ・共催：展覧会場との共催を予定している。
- ・実務：委員会及び当財団事務局、共催者が実務を推進。
- ・公開：事業の成果は、一般公開される展覧会及びカタログ（無料配布 300 部程度）等の印刷物の配布やホームページ上への情報掲載により広報する。

【実績】当財団ではこれまでに国際美術文化交流の一環として、以下の展覧会事業を実施してきた。

- ・「画家が歩いたベルギーの古都」展 主催（歴史文化が残る海外の古都を取材し、それを題材に日本画、洋画の作家が制作した作品展）〔平成 17 年（2005 年）東京日本橋高島屋、大阪高島屋、ジェイアール名古屋高島屋、京都高島屋〕
- ・国際版画展「KYOTO 版画 2005 日本・タイ国際版画展」協賛
- ・「日本・中国国際版画展」〔平成 13 年（2001 年）京都、平成 14 年（2002 年）日中国交正常化 30 周年記念で中国西安及び南京で開催〕協賛
- ・「韓日現代美術展」〔平成 18 年（2006 年）世宗美術館/韓国〕後援
- ・「日韓現代美術展」〔平成 19 年（2007 年）東京日本橋高島屋〕後援 等

これらの実績を踏まえ、推進していく。

<オ：美術文化に関する優れた業績のある者の顕彰事業>

【事業内容】

- ・概要：顕彰事業に関して、公益認定後は「公益財団法人美術文化振興協会賞（仮称）」を新設し、美術文化に関する優れた業績のある者の顕彰を行う。過去に実施した顕彰事業は一旦終了しており、それとは別に新たに創設するものである。
- ・対象：これまでの実績のもと、日本の伝統文化を基盤とする創作活動やその研究（文化財の発掘や保存・修復を含む）、さらには美術文化を通じて国際交流面でも貢献を果たす者の功績を称えていく考えである。
- ・開始時期：平成 26 年～平成 29 年頃からの開始をめざし、企画推進していく。
- ・開催頻度：開始後、年 1 回もしくは隔年に 1 回を予定する。
- ・顕彰人数：1 回の開催につき、1 名（暫定）の顕彰を予定。
- ・作品展示：一般公開される作品展示を 1～2 週間程度、入場無料で実施する。入場予定者数 1000 名程度。
- ・賞金等：受賞者には活動への功績を称えると共に活動への助力のため賞金と賞牌を授与する予定。賞金額及び賞牌の内容については当財団の理事会において決定する。

【実施方法】

- ・顕彰に関する実施要項を当財団理事会で定めて実施する。
 - ・選考方法：受賞者の選考に関して予定している選考方法は以下の通り。
- 1) 当財団理事会が、選定する分野（日本画、洋画、工芸、日本伝統文化研究、国際文化交流等）及び受賞者の人数、選考基準等を定める。
 - 2) 当財団評議員会のもとに受賞者推薦委員会を設置する。
 - 3) 推薦委員会は芸術家あるいは団体を対象に調査を行い、受賞候補者の推薦リストを当財団に提出する。
 - 4) 当財団が設置する選考委員会（美術文化に関する専門家・有識者によって構成される）において選考される。選考委員長は当財団理事が務める。選考委員は当財団が選考する分野の専門家に委嘱する。
 - 5) 選考委員会は受賞候補者を絞り、当財団理事会に提出する。
 - 6) 当財団理事会はそれを受けて、受賞者を決定する。

・公開：この顕彰事業は、一般公開される展覧会及びカタログ（無料配布 1000 部程度）等の印刷物の配布やホームページ上への情報掲載により広報する。

【実績】 これまでに実施した顕彰事業は以下の通り。

1) 昭和 56 年（1981 年）宮本三郎賞創設。洋画家・宮本三郎の業績を記念し、優れた具象洋画作品を選考し、賞の授与及び受賞作家の回顧展を開催。受賞作家は以下の通り。

受賞作家：藤田吉香、國領経郎、奥谷博、浮田克躬、松樹路人、大沼映夫、山下充、島田章三、小松崎邦雄、山本文彦、大津英敏、野田弘志、麻田浩、入江観、山本貞（全 15 回実施し、平成 9 年（1997 年）に終了）

2) 昭和 57 年（1982 年）（財）美術文化振興協会賞を創設し、選考と賞品の授与を行う。受賞作家は以下の通り。

第一回【日本画部門】下保昭、加山又造、工藤甲人、下村良之助、平山郁夫
「明日への展望-日本画の 5 人」展を銀座松屋と大阪大丸で開催

第二回【洋画部門】有元利夫、宇佐美圭司、絹谷幸二、三尾公三、元永定正
「明日への展望-洋画の 5 人」展を銀座松屋と大阪大丸で開催（全 2 回実施し、終了）

3) 平成 4 年（1992 年）右卿記念賞を創設し、選考と賞品の授与を行う。
受賞作家：鈴木桐華、上松一条、小林抱牛（全 3 回実施し、終了）